

平成 22 年 6 月 24 日
新庁舎 104 会議室

平成 22 年第 12 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成22年第12回立川市教育委員会定例会

- 1 日 時 平成22年6月24日(木)
開会 午後 1時30分
閉会 午後 2時53分
- 2 場 所 新庁舎104会議室
- 3 出席委員 中村 祐治 田中 健一
宮田 由香 古岡 邦人
澤 利夫
- 署名委員 古岡 邦人
- 4 説明のため出席した者の職氏名
教育長 澤 利夫 教育総務課長 小林 健司
指導課長 並木 浩子 統括指導主事 堀田 直樹
指導主事 尾上 悦朗 生涯学習推進センター長 五十嵐敏行
スポーツ振興課長 伊東 幸吉
- 5 会議に出席した事務局の職員
教育総務課庶務係 高木 健一 鈴木 啓史

案 件

1 議案

- (1) 議案第 2 1 号 立川市社会教育委員に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第 2 2 号 立川市社会教育委員の委嘱について
- (3) 議案第 2 3 号 立川市図書館協議会委員の任命について

2 協議

- (1) 学校二期制について
- (2) 小・中一貫（連携）教育について

3 報告

- (1) 泉市民体育館改修工事実施設計について

4 その他

平成 22 年第 12 回立川市教育委員会定例会議事日程

平成 22 年 6 月 24 日

新庁舎 104 会議室

1 議案

- (1) 議案第 21 号 立川市社会教育委員に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第 22 号 立川市社会教育委員の委嘱について
- (3) 議案第 23 号 立川市図書館協議会委員の任命について

2 協議

- (1) 学校二期制について
- (2) 小・中一貫（連携）教育について

3 報告

- (1) 泉市民体育館改修工事実施設計について

4 その他

開会の辞

中村委員長 ただいまから、平成22年第12回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に古岡委員、お願いいたします。

古岡委員 はい。

中村委員長 本日は、議案3件、協議2件、報告1件です。その他は、議事進行過程で確認いたします。

前回から、必要な方の事務局の出席ということですので、小林教育総務課長、出席者の確認をお願いいたします。

小林教育総務課長 本日、教育部長につきましては急用で、図書館長につきましては他の公務で欠席いたしますので、よろしくお願いいたします。

中村委員長 わかりました。

議 案

(1) 議案第21号 立川市社会教育委員に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

中村委員長 それでは早速、議案に入っていきます。

議案(1) 議案第21号、立川市社会教育委員に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、を議題といたしますので、事務局より提案をお願いいたします。

澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 議案第21号について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、規則の改正でございます。特に第2条関係の任期のところ、議長、副議長の任期についての変更がございます。詳細は、生涯学習推進センター長から説明させていただきます。

中村委員長 五十嵐生涯学習推進センター長、お願いいたします。

五十嵐生涯学習推進センター長 議案第21号、立川市社会教育委員に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、内容をご説明いたします。

改正の理由は、現在、議長及び副議長の任期1年を、委員の任期2年と同じ任期としたいものでございます。

お手元の資料、2枚目の対照表をご覧ください。

改正前の第2条第2項「議長及び副議長の任期は、1年とする。ただし、再任されることができる。」を削除するものでございます。これに伴いまして、改正前、第2条第3項及び第4項は、改正後、第2条第2項及び第3項に繰り上がることとなります。

改正後は、議長及び副議長の任期につきましては、立川市社会教育委員に関する条例第3条第1項の委員の任期と同じ2年となるものでございます。

説明は以上です。よろしくご審議お願いいたします。

中村委員長 提案ありがとうございました。第2条に関して、議長及び副議長の任期を委員の任期にあわせたということの提案でございました。

それでは議案第21号に対しまして、質問やご意見がございましたら、お願いいたします。
宮田委員、お願いいたします。

宮田委員 再任することができるということであっても、やはり任期を2年と定めたい理由を改めてお伺いします。

中村委員長 五十嵐生涯学習推進センター長、お願いいたします。

五十嵐生涯学習推進センター長 委員おっしゃるとおり、再任ということで、2年の任期の中でも1年ずつ同じ方が継続してやることは、今までもそのような形で実施をしてきたところがございますけれども、現状といたしまして、委員の任期2年の間の中では、通常、委員の入れ替えがないものですから、毎年、議長を替えることの選任をするよりは、同じ任期の中で、通して、議長及び副議長について主体的にやっていただくというような趣旨からのものがございます。

中村委員長 宮田委員。

宮田委員 そうしますと、2年を一つの期間ととらえて、その中で活発な計画なり、審議なり、協議なりができるということが目的なのですか。

中村委員長 五十嵐生涯学習推進センター長、お願いいたします。

五十嵐生涯学習推進センター長 今、宮田委員おっしゃったとおり、任期は2年という形になりますので、その任期の中で社会教育の生涯学習に関するような内容のことについて、2年にわたって審議をしていただくと。今回につきましては、その2年の経過を経て提言をいただいたところがございますので、1年度ごとに内容がかわるような内容でございませぬので、継続性という判断から、議長及び副議長については同一の方をお願いしたいというような趣旨で、提案させていただきます。

中村委員長 よろしいですか、宮田委員、お願いいたします。

宮田委員 そうしますと、ますます社会教育というものに皆さんの目を向けて、充実した協議ができるようになるということを期待できそうですので、私は任期が2年ということでよろしいかと思えます。ありがとうございます。

中村委員長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 それでは、議案第21号、立川市社会教育委員に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、お諮りいたします。

事務局提案のとおり、承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

中村委員長 異議なしと認めまして、議案第21号、立川市社会教育委員に関する条例施行規則の一部を改正する規則については、提案のとおり承認されました。

議案第 21 号を終了いたします。

議 案

(2) 議案第 2 2 号 立川市社会教育委員の委嘱について

中村委員長 続きまして、議案第 22 号、立川市社会教育委員の委嘱について、を議題といたしますので、事務局より提案をお願いいたします。澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 議案第 22 号につきましては、立川市社会教育委員の委嘱でございます。

社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱するとなっておりますので、今般、社会教育法第 15 条及び立川市社会教育委員に関する条例第 1 条の規定に基づきまして、お手元の名簿の委員を委嘱したいという提案でございます。

中村委員長 内容について、五十嵐生涯学習推進センター長、お願いいたします。

五十嵐生涯学習推進センター長 それでは、議案第 22 号、立川市社会教育委員の委嘱について、内容をご説明いたします。

社会教育法第 15 条第 2 項及び立川市社会教育委員に関する条例第 1 条の規定により、第 26 期の社会教育委員の委嘱をお願いしたいという内容でございます。

資料の 2 ページ目をご覧ください。

委員につきましては、井上和芳氏はじめ 14 名の方を立川市社会教育委員に委嘱したいというものでございます。

任期につきましては、平成 22 年 7 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日となります。2 年ということで、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

中村委員長 提案ありがとうございます。それでは議案第 22 号に対しまして、質問やご意見がありましたらお願いいたします。

宮田委員、お願いいたします。

宮田委員 立川市社会教育委員に関する条例の規定のとおり、学校教育の関係者 2 名以内、社会教育関係者 6 名以内、家庭教育向上に資する活動を行う者 1 人、市民 2 人、学識経験を有する者 4 名以内となっております、これで合計 14 名ということですね。

中村委員長 五十嵐生涯学習推進センター長、お願いいたします。

五十嵐生涯学習推進センター長 委員おっしゃるような内容で今回 14 名ということですが、規定の枠の中では 15 名までが委員の選任ができるということですが、今回委嘱したいのは、この 14 名の方をお願いをしたいという内容でございます。

中村委員長 宮田委員、よろしいですか。

宮田委員 大変よくわかります。ここに推薦された委員の方々がいけないということではなくて、考え方として、今、様々な文化団体や活動団体がある中で、人数が増えてしまうと協議もなかなかうまくいかないという現実もあるので、これは私の考えなのですが、いかがなものかということなのですが、例えば N P O 法人の団体ですとか社会教育関係ですと、今か

なり多岐にわたった領域で団体があるので、そういう方々と一緒に考えていく、交流しながらいろいろ考えていくときには、もう少し違う方も入ってもいいのではないかと考えました。

2年間の任期の中で、前回の提言にもありましたように、自らが企画を立案し実行していくというような内容があったことから、そういったことを今後方向性としては見出せるのかもしれないということであるとするならば、同じ推薦団体だけでなく、もう少し広がりを持った方が入ってもいいのではないかという意見ですが。

中村委員長 そうしますと今のは、本日の議案の委嘱ということよりも、選出区分について、付随した意見ということによろしいですか。

宮田委員 15名までということが今わかりましたので、あと1名の枠をそういった団体もしくは活動の、NPO法人のような社会教育に。

中村委員長 もう一回言いますと、委嘱そのものについては異存がありませんがということで発言なさったわけで、議案に付随した意見としてとらえてよろしいですか。

宮田委員 はい。ただし、少し考えたいなということもあります。どういう方法をとっていいのか、そこがわからないですけれども、提案としては、様々な団体が係わるのが望ましいと思いますので、今ここにあり方に加えて、入っていただくのがいいか、もしくは全く変わってしまうか、そこは皆さんとの協議になりますけれども、そういう意味なので。

中村委員長 田中委員。

田中委員 提案の中にあつたように、この第26期の社会教育委員に委嘱をすると、そういうことをいったわけですから、それをきちんとして確認して、検討してからきちんとして整理していただかないと、結局何のための委嘱ですかということになりますので、その辺はしっかりやっていただきたいと思います。

中村委員長 宮田委員、お願いいたします。

宮田委員 そうしますと、まずこの委嘱をするのを少し待っていただきたいということによろしいんですか。

中村委員長 そういう意見でしたらそういう意見で。先ほどは、委嘱はとやかく言わないけれども、方法論についてとご意見がありましたので、私は、それは付随した意見ですかということで繰り返して、それに対して田中委員が私の補足をしてくださるようなご意見を述べたわけですが。

宮田委員 わかりました。

そのところも多少私、迷いがあるので、どういうふうに協議をもちかけていいのか少し迷うところですが、どうしたらいいでしょうか。

中村委員長 では、私のほうで整理いたしまして、今のことは、先ほどの発言を尊重いたしまして、まず委嘱についての議案を遂行したいと思います。そして今の区分その他についてのご意見については、今後検討していただくということによろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 それでは戻しまして、その他ご意見等ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 それでは、先ほど附帯して出てきたご意見は、今後事務局で検討していただくということにいたしまして、議案第 22 号、立川市社会教育委員の委嘱について、お諮りいたします。

提案のとおり承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

中村委員長 異議なしと認めまして、議案第 22 号、立川市社会教育委員の委嘱については、提案どおり承認されました。

区分等につきましては付随してご意見が出ましたので、また事務局でご検討をよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

中村委員長 議案第 22 号は終了いたしますが、委員の委嘱事務についてはよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

議 案

(3) 議案第 2 3 号 立川市図書館協議会委員の任命について

中村委員長 続きまして議案第 23 号、立川市図書館協議会委員の任命について、を議題といたしますので、事務局より提案をお願ひいたします。澤教育長、お願ひいたします。

澤教育長 議案第 23 号については、立川市図書館協議会委員の任命でございます。

お手元の別表でわかりますとおり、選出区分は学校教育関係者、社会教育関係者あるいは団体関係者ということで各団体から出ております。それから一般公募の方が 2 名、学識経験者が 3 名という構成でございます。

ちなみに、大体半数の方が初めての方になると思ひます。公募も入れて委嘱ですけれども、以上の内容でございます

中村委員長 内容についても澤教育長から説明がございました。

議案第 23 号に対して、質問や意見がありましたら、お願ひいたします。

宮田委員、お願ひいたします。

宮田委員 今の承認の前に、ここでも付随した意見として、承認を否定するというのではなくて、附帯意見としてですが、今後、様々な団体が多くありますので、そういった情報も多く集めて、今までの、ある意味形骸化した形にならないように、広く多くの方の意見が取り入れられるように選出していくことが望ましいかなというふうに考えます。

まずは団体選出区分というものと、個人としての選出というところの、考え方も少しずつ変わっていく時代になるかなというふうにも考えています。まずは個人というかその方になっていただく委員なので、その方の選出母体によってその方が選ばれるというよりは、やはりその人、一人ひとりの人となりが見えるような選出の方法と運営ということになってほしいなと、そういうものが望ましいのではないかと、考え方なんですけれどもね。団体を否定しているわけでも個人を否定しているわけでも全くございません。ただ、これから広く一人ひ

とりの意見を聞くという考えに沿いますと、そういった考え方を少し検討していただきたい
と思います。

中村委員長 今のは任命そのものではなくて、今後、選出母体等の扱いについて、従来の考
え方ではなくて、もう少し考え直してもいいのではないかという附帯したご意見でよろしい
ですか。

宮田委員 はい。もう一つは、選出母体からの選出という考え方よりも、むしろその人、個
人ということで。

中村委員長 田中委員。

田中委員 今の宮田委員から話がありましたが、基本的にそれで十分考えていることと思
うんですね。それぞれ各種団体から出てきている場合でも、十分と審議されているので、それ
については、この人物についてはどうこうと我々が関知すべき問題ではないと。団体選出だ
ったらその基準があるはずだから、我々尊重する責任があると思うんですね。個人のほうの
選出については、市民公募から選んでいるわけですから、ですから予定どおりの方法で進め
られたらと、そう思います。

中村委員長 それも今の附帯した意見として、そのままでもよろしいですね。

宮田委員。

宮田委員 団体の選出を否定しているわけでもないので、全くそういうことではなくて、例
えば、団体のその方が団体を退会されたときに、人が替わってしまったりすることがありま
すね。そういったときに、個人ということがまず第一になっていれば、審議も継続してその
任期の中でできるではないかという考えもあります。

ですので、団体の選出がだめとか、その個人がいけないとか、そういった考えで申し上げ
たわけではないので。

中村委員長 わかりました。それも一長一短があるわけですので、今の発言を付随した感想
的な発言としてとらえていただきまして、その他ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 それでは議案第 23 号、立川市図書館協議会委員の任命について、お諮りいたし
ます。

提案どおり承認することに異議はございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

中村委員長 異議なしと認めまして、議案第 23 号、立川市図書館協議会委員の任命につ
いては、提案どおり承認されました。議案第 23 号を終了いたします。

それでは、委員の任命執行については、よろしくお願ひしたいと思います。

ここで議案 3 件を終了いたします。

協 議

(1) 学校二期制について

中村委員長 次に協議(1)学校二期制について、協議いたしますので、事務局より提案説明をお願いしたいと思います。澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 二期制、二学期制とも言いますが、立川市におきましては平成15年に一中、四中、七中、八中、平成16年に二中、五中、平成17年に三中、六中、九中で、中学校の実質的な二学期制が全校で開始されたわけでありまして。

これは当時の校長会の強い要望を受けての実施だったわけですが、やはりこのときは二学期制の実施校推進委員会であるとか、校長会等で検討されて導入に至ったわけでありまして、当時の広報紙を見ても、導入のメリットは大きいということでもいただいております、平成17年3月10日号の広報には全中学校への導入、小学校については上砂川小学校での実施、今回、この他の小学校での実施はないけれども、今後とも実践研究を続けるという、そういう大きな、広報一面での報告もあったわけですね。

多摩地区では、平成20年度段階でありますけれども、9市1町で行われております。東村山、武蔵村山、羽村の3市が全小中学校で二期制を導入しております。それから、全中学校での実施は立川市と狛江市という、そういう状況であります。

中学校全体での詳細な調査、これにつきましては本年3月に中学校校長会が二学期制のあり方についての検討がなされておりますけれども、それがあります。

この小学校の保護者アンケートの中では、二学期制が子どもの生活リズムに合っているかという質問には、44.7%の方は合っていると答えていますが、合っていないと答えた保護者も55.3%、非常に拮抗するというか、どちらかという合っていないほうが多かったわけですが、この他、学校社会あるいは周囲との調整が難しいと感じている保護者も約6割いるという状況であります。

全国的な調査では、平成21年4月現在ですけれども、二学期制を導入している学校は、小学校で全国約22%です。中学校でも23%であります。授業時間を何とか確保しようと、行事など少なくできるという二学期制のメリット等があるわけですが、こういうことなどから、二学期制の導入を新たに図る動きもあります。ですから、その意味では5年前が小学校で9.4、中学校で10.4だったことからみると、倍増した数字になっていると。それとて全体的にはまだ22と23、そういうことになっています。

一方、定期試験までの期間が長くてかえって子どもたちが勉強しない、あるいは、通知表を見る機会が多いほうがいいといった意見とありますが、そういう苦情等も保護者などから相次いで、一度導入した二学期制を三学期制に変更した市や学校もあるというのが現状であります。

また、平成23年度は小学校、平成24年度は中学校の改訂学習指導要領の完全実施があるわけですが、これは成果と課題を踏まえて、子どもの学びに最も良い教育課程の編成実施については、改めて検討する必要があるのではないかということで今回ご提案したわけですが、先ほど申し上げましたとおり、本年さらに中学校の校長会として二学期制のあり方について検討がなされております。本日の提案につきましては、教育課程の編成権は学校に

あります。教育委員会は承認する立場でありますので、継続か変更かという論点ではなくて、学校が方向性をさぐるうえで、見直しの視点などについて協議をしていただきたいというふうに思っております。

ちなみに、中央教育審議会の二学期制への当時導入のときに研究した記述がございますけれども、これを少し読ませてもらいますと、二学期制等の学期区分の工夫等については、全国一律に実施する性格のものではなく、各教育委員会等の取り組みに委ねるべき事柄である。各教育委員会がこれらの工夫を検討する場合にあっても、地域や学校の実態等を踏まえた教育課程の編成を行う観点から、これらの工夫について既に導入している地域や学校の実施状況等を参考にしつつ、それぞれの教育方針に基づいてその教育的効果等を十分に研究することが重要であるというふうにまとめておりますので、先ほど言いましたとおり、そうした意味で見直しの観点等について、継続する場合もあり得るでしょうし、見直しする場合もあり得るかもしれませんが、それらの観点について教育委員のご意見といいたしでしょうか、ご協議をお願いしたい、そういう内容であります。

中村委員長 提案趣旨の説明、経過等含めましてご説明をいただきました。

本日は、澤教育長から提案がありましたとおり、是非云々ということではなくて、平成15年発足当時と比べて教育環境が非常に変化したとか、あるいは来年は小学校、再来年は中学校、新しい学習指導要領の完全実施をむかえて、ひとつ見直す時期になったのではないかと、見直す方向性の視点とか観点等について、ご意見をいただければということでございます。皆さんよろしく願いいたします。

古岡委員、お願いします。

古岡委員 学校におきましてやはり学問を重要視するために試験がありますが、大学はもちろん二期制をとっており、アメリカでも導入しておりますけれども、夏休みとか冬休みに勉強していきなり試験勉強ということで、夏休み明けに試験がありますし、また冬休み明けに試験があります。十分な休みをとることができるという観点から、二期制というのは大学等ではいいのではないかと思います。

中村委員長 いま大学の場合の説明でしたけれども、全く逆に、小中学校の場合は学期の区切りの休息とか余暇の利用とかということにもなってくると思いますが、ほかの方、ございますか。

田中委員、お願いいたします。

田中委員 先ほど澤教育長のほうから説明があった中で、多摩地区の現状、また本市の実態、あと、中学校校長会で3月に話し合いがあって、あわせて全国の実施状況等を視野に入れていると思います。

そこで申し上げたいのは、学校二期制の導入については学校教育の教育活動あるいは学校行事等の見直し、そういうものを通して児童生徒の確かな学力を保障するため、時間的なゆとりとかあるいは精神的なゆとりを確保すると、問題はそこにあるわけですね。二期制は非常に厳しい、そういう実態はたくさん聞いています。

教育長から説明があったんですけれども、今後、学校二期制を実施している学校を対象に、メリットはどうか、あるいはデメリットはどうか、それを検証委員会では是非検証していただきたい、そう思います。

中村委員長 ありがとうございます。

今ありましたけれど、学期の区切りは、田中委員から3つありましたが、学習のリズムと子どもたちの生活のリズムと、健康づくり、健康のリズムのこの3つリズムがうまく学期の区切りと一致できればいいわけで、特に学習のリズムは中学校の場合は高校入試ともからんできますので、定期試験のおき方、あるいは部活動等についても係わってくると思います。

学校週5日制の完全実施が平成14年に開始されて、授業時間の確保という点から最初は充足したと思うんです。田中委員あるいは澤教育長からもありましたけれども、今はいろいろな工夫がなされているわけですね。学期を少し日にちをかえるとか、夏季休業日に日にちをかえるとか、あるいは土曜日授業というのもあると思います。授業日数あるいは授業時数の確保ということも大事でしょうけれど、見直しの視点としては、澤教育長は子どもの学びの視点からとおっしゃいましたけれども、そういう視点から総合的に、田中委員の言葉をお借りするならばメリット、デメリットをきちんと検証していただきたい、私からも意見を申し上げましたが、ほかございますか。

古岡委員、お願いします。

古岡委員 やはり冬、雪の深いところや、逆に夏暑い地域では、気候に合わせて休業日を設定する必要がありますが、それに比べると立川市ではそういうことにあまり影響されないでいいと思います。いずれにせよ、長期休業中に、十分な個人の学習時間を確保して、学力が身に付けばよいと思います。

中村委員長 ありがとうございます。授業日数の客観的な統計だけでなく、田中委員から2点目にあった、教員だけではなくて児童生徒とか保護者、地域のアンケートの数的なということも含むと思います。

宮田委員、どうぞ。

宮田委員 私は、やはり子どもの健康とか学習環境、生活環境、すべてなんですけど、夏休みの活用の仕方が変わってくるのではないかと。二期制にすることによって夏休みの使い方がやはり学習を進める、充実する期間になり得るのではないかと思います。一度終わって、本当に休みだということで、家庭に帰るということで、遊ばせてしまうというような、ゆるんでしまう部分もありながら、今、家庭で夏休みの期間ずっと保護者が家にいるということは難しくなっている時代ですので、こういった意味で夏休みの期間、様々な体験活動とかそういった学習活動ができるような仕組みにもつながっていくように感じます。

中学生に関しては、先ほど古岡委員がおっしゃったように、十分な個人の学習の時間にあてて、そして二学期の結果が出せるのではないかとということで、学習の充実感を感じます。

中村委員長 最後に、是非云々ということではなくて、今後見直しを検証するための視点を皆さんにということでしたので、澤教育長のほうで今の皆さんのことをまとめていただいて、

少し方向性の確認をしていただきたいと思います。

澤教育長 今、個々いろいろ出ましたけれども、総合的にという言葉に尽きると思いますので、先ほど言いましたように教育課程の編成権は学校にありますから、それを尊重していくことが必要ですし、特に地域を立脚した学校教育ということにつきますので、その辺のことを十分踏まえながら、先ほど言いましたとおり校長会としてもあり方の検討がなされておりますので、それにさらにもう一度継続するということになっておりますので、今の教育委員会の意見もそのほうにお話をしながら、検証していきたいと思っています。

中村委員長 ありがとうございます。今の教育長の補足をするなら、編成権云々というのは立川市立学校管理運営規則第1章第3節に書いてあるところだと思います。

それで、今の教育長のまとめてくださった方向性でよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、澤教育長からいただいた方向性を確認することによって、学校二期制についての協議を終了いたします。

また今後、見直しの検証結果の報告にもとづきまして、学校二期制の見直しについて改めて協議していく必要があると思いますので、それらの対応について事務局に、よろしく願いしたいと思います。

協 議

(2) 小・中一貫(連携)教育について

中村委員長 続きまして、協議(2)小・中一貫(連携)教育について、協議いたします。

これにつきましては、資料が皆様のお手元にいつていると思いますが、3種類でしょうか、これに基づきまして私のほうから、協議する趣旨について、説明していきたいと思っています。

上の欄に0歳から20歳までと書いてありますけれども、子どもの成長というのは切れ目なく連続していると。しかし、各教育機関が持つ教育文化の違いで、接続段階で、小1プロブレムとか中1ギャップというような社会で言われている問題が生じていると。これらは、本当は教育機関が不連続な点は、家庭教育という点で連続性を維持していただくということも大事な役目だと思いますが、最近、家庭教育力の減退という問題も社会で言われているところでございます。

そうしまして本日は、下に4つ、連携内容及び連携上の課題と書いてあります。1つは家庭・教育機関の連携・接続の課題、それから幼保・小の連携・接続の課題、小・中の連携・接続の課題、中・高の連携・接続の課題、4つあると思いますので、時間の許す限りこの4つ別に皆さんと一緒に協議していきたいと思っています。

ただ、この4つについてこだわるわけではございませんので、またがる意見についてもお聞かせ願えればありがたいと思います。

まず、立川市との関係とか、他市等の状況の説明を澤教育長からお願いしたいと思います。澤教育長 今、委員長からライフステージをみたところの課題等を出していただいた表があ

りますけれども、それを見ながら少しお話をいたします。

最初に、東京都多摩教育事務所から出ている資料ですが、(2)小・中一貫教育、(3)小中連携教育での特色ある取組、26市、町、村も入っています表があります。これを少し説明させていただきますと思います。

小中一貫教育については、お手元にもあるとおり八王子市、三鷹市、青梅市、町田市、武蔵村山市、羽村市、檜原村です。武蔵村山市は非常に有名ですし、三鷹市も小中一貫教育校として学園という名をつけて小中一貫に取り組んでいます。これらが一貫教育として取り組んでいる市町村の表であります。

3 ページは、各市の小中連携教育の中でどういう特色ある取組をしているかという表でありまして、八王子市から記載がありまして、立川市は3行に書いてありますけれども、これは後ほど少し補足して説明をしますけれども、見ていただければわかるとおり、各々特色ある取組をしているという表であります。

3 枚目でありまして、平成 22 年度立川市における小中連携教育活動についてです。2 枚ほどありますけれども、これが実際の立川市における取組を書いたのですが、ここに至る経過を少し説明をさせていただきますと、 のところにこれまでの主な取組状況がありますが、立川市における小中連携教育の具体的取組というのは平成 16 年度からスタートしています。これは平成 12、13 年度に東京都が文部科学省による小・中連携教育に関する実践研究、こういうものの委嘱を受けて、都内の 3 つの区市町村において進めた研究を通して、東京都全体に小中連携教育の成果が広まるなかでの取組であったわけでありまして。

平成 17 年度には、この文部科学省の小・中連携教育に関する実践研究を立川第一中学校区、これが受けています。その他の中学校でも小・中連携教育推進委員が中心になりまして取組を進めてきています。

立川市では平成 19 年度には、各中学校区で共通する取組については 9 年間を見通したカリキュラムをつくるということ。その内容につきましては総合的な学習の時間のように、児童生徒に身に付けさせたい資質、能力に視点を置いて取り組んだ校区も 5 つあります。あるいは各教科の基礎・基本の定着に視点を置いて取り組んだ校区も 2 つ、それから、外国語活動を取り上げた校区も 1 つ、人権教育についても 1 つ、それから授業規律という一貫した成果指導の視点で取り組んだのが 1 つ、そういう意味で、20 年度には 19 年度に作成したカリキュラムの実践と、21 年度にはその流れに乗って進められています。

一旦ここで平成 22 年度の取組を指導課長のほうから補足して説明させていただきます。中村委員長 並木指導課長、お願いいたします。

並木指導課長 それでは私から、平成 22 年度の立川市の各取組についてご説明申し上げます。

今ご覧いただいております資料の(2)(3)をご覧いただければと思います。

平成 22 年度の取組の中心としましては、新学習指導要領の完全実施が間近に控えておりますので、この趣旨を踏まえた取組を各校区で進めるということ。それから、これまで取り組み、それぞれ見直してきたカリキュラム、その実践の取組をさらに深めていくということ、

そういったことを中心に資料に4点、それぞれの学校区で取り組んでいただいております。

具体的な内容としましては、一中校区から九中校区までの9つの校区のうち、すべての校区で取り組まれておりますのがお互いの授業参観、授業公開でございます。

その次に多く取り組まれておりますのが、第6学年の児童を対象とした中学校教員による例えば体験授業ですとか模擬授業、これに取り組んでいる校区が全部で7校区ございます。

次は部活動の体験見学。小学生にとっては中学校への期待として大変部活動の期待が大きいところがございますので、その部活動の体験見学に取り組んでいる校区が4校区。

その他ユニセフ募金活動ですとか合同地域清掃、あいさつ運動、学校行事での交流、参加といったような教員活動を連携して行う。特に特別活動での連携はほとんどの校区で取り組まれております。

こういった様々な取り組みを各中学校区で、昨年度の実績ですと年間2回から15回程度の合同研究ですとか合同活動の日を設定し、各校区ごとに取り組んでおります。

こうしたことを全体的にまとめますと、平成19年度当時の取組に比べますと、例えば人権教育を中心に置く校区が1校区から2校区に増えたりとか、例えば4中校区、5中校区、6中校区、9中校区のように、児童生徒理解を基本とした連携に取り組む校区のように、指導の事柄ですとか内容の連携から、さらに生活指導や心の育成に重点を置いて取り組む校区が1校増えているという傾向が見てとれます。

具体的な取組の報告の中には、例えばハートフルフレンドの活用について、小中学校で共通理解をしたり、児童生徒の理解を深めるための聞き取りシートを作成して情報交換を行うなど、指導面での実質的な連携がさらに進んでいる、そういった状況がございます。

以上でございます。

中村委員長 ありがとうございます。

それでは続きまして、澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 幼保・小については、その前段として幼保一元化という話が国で平成18年10月から具体的に取組がスタートしているわけですが、当時の全国市長会の提言を見ても、これからは幼児教育における様々な問題を解消するためには、家庭と幼稚園、保育所、小学校、地域社会が一体となった、幼保小一貫教育という言葉を使っていますが、これがより良い幼児教育推進のための関係づくりをするのではないかと、そういう提言もされております。

では具体的に立川の場合どういう取組をしているかということになりますと、幼・保・小の連携につきましては、本年4月5日ですけれども、庁内の教育部と子ども家庭部で幼・保小連携強化検討会議、仮称でありますけれども、第1回の会合が開かれておりまして、それぞれの幼稚園、保育園、小学校での現状と課題、あるいは今後の連携強化について話し合いがスタートしております。

この中では、どのように活用されたかの情報がないということとか、あるいは情報が遅くてクラス編成に間に合わないとか、あるいは学校がほしいデータと幼保側が伝えたい情報に差があるのではないかとということとか、お互いの現場や課題の実態を知る機会とか、そ

うのが必要である、あるいは一緒に考えていく仕組みづくりが必要であることと、あと、親育ちの視点も必要なのではないかということも出されております。

今後はこの幼・保小連携強化検討会議を係長クラスまで拡大すると同時に、私立までしっかり拡大して、ネットワークを広げて、定期的な協議をしていこうというのが現状であります。

それから、小中一貫につきましては先ほど説明したとおりであります。そういう意味では今後は9年間を見通して作成したカリキュラムの実践検証、見直し、あるいは指導方法や指導内容について共通実践する内容の検討あるいは具体的な取組を推進する、そういう方向になるかと思えます。

中・高一貫については、立川国際中等教育学校と連携を今推進しておりますが、特に立川市で中・高一貫校をつくるとか、そういうことの検討は全くありませんし、どちらかというところ東京都の立川国際中等教育学校との連携をきちっと推進する、そういうスタンスです。
中村委員長 ありがとうございます。

それでは、質問も含めまして、先ほど4つの課題別に皆さんからいろいろご意見、お考えを出していただきたいと思えます。本日の協議には、できましたら立川市学校教育振興基本計画を今策定中でございますので、その検討委員などに対しまして、立川市教育委員会として方向性を示すメッセージが出れば一番いいと思っている次第でございます。

それでは、教育機関の連携ということで何でも結構ですので、口火切りの意味で何か一言ずつでもいただければと思えます。それに続きまして幼保・小、小・中あるいは中・高についてやっていきたいと思えますので、お願いいたします。

田中委員、お願いいたします。

田中委員 先ほど連続性について説明があったわけですが、家庭・教育機関の連携・接続の課題について一言申し上げたいと思えます。

これについては、この課題の中で、そもそも保護者は、家庭についてはわが子の発達と学びの連続性、それを担う役目があるわけですね。それについては既に教育基本法第10条に家庭教育について明記されていると思えます。

このことについては例えばですけれども、中村委員長の資料を参考にさせていただきながら、例えば2歳から4歳までの幼児期だとか、自分のことは自分でできるという自立心、そういうのをしっかり育ててもらいたいと。あるいは10歳から13歳ぐらいであれば、主体的に考えていく自発性、それをしっかり育ててほしい。それにあわせて家庭での学び、そういうものを育てていくことが基本的に大事ではないかと、そういうように考えております。

そのためには連携上の課題はどうなるかということですが、子育て支援の関係部署との連携、これについては委員長もおっしゃっていた、資料の中に書かれてあるのは確かにそのとおりだなと思えますね。具体的に立川市の場合にはどうしたらいいかと思えますけれども、例えば幼児教育、家庭教育として、子ども家庭部の子育て推進課あるいは子ども育成課あるいは保育課が、今まで以上に教育委員会と連携をとりながら、今度新たに立川市に教育セン

ターができましたね。そこで幼保・小が交流会だとか学習会の開催、そういうものを実施したらどうかと。あわせて家庭と教育機関との機能の明確化、さらには就学相談のあり方の検討、これまでの課題を踏まえて改善していったらどうか、そのように思っています。

中村委員長 澤教育長がおっしゃったことに関する役所間の連携をする必要という意見もあったわけです。

ほか、ございますか。家庭教育と教育機関との連携、課題、1番目について。

古岡委員、お願いします。

古岡委員 発達障害について、特にアスペルガー症候群などの学習障害における劣等感が問題です。それについての克服を煮詰めていくことが大事だと思います。

中村委員長 ありがとうございます。発達障害がある場合、家庭が一貫性をもつと言いながらも、やはり行政機関も援助していかなければいけない。その場合の、子どもの発達の連続性が、各機関がうまくつながることが大事だということだと思います。

ほか、いかがですか、課題の1番目に関して。これは課題の2、3、4とも関連がありますので、またそこで言ういただければいいと思いますので、続きまして幼保・小との連携の課題について、皆さんで協議していきたいと思いますが、ただこの問題について、皆さんに学校見学をしていただいて、4月、5月、6月、小学校1年生の実態などから入っていただければいいと思いますが、皆さんいかがですか。小学校1年生の授業などを見学して、小1ブロプレムの問題については実感としてどう感じているか。

ご意見が出ないようなので、私からですが、小学校の教育力はたいしたものだと思います。先週学校見学をさせていただきましたけれど、4月、席に座らない子どもたちが、だいたい6月ごろになると、ほとんどの子どもたちが席にちゃんと座って授業を受けるように3ヵ月でなってきたという現状。ですから、そういう点で幼保・小との連携をするならば、もうちょっと落ち着いた学習環境で子どもたちが学べるのではないかと考えている次第ですけれども、それ以外にも幼保・小の連携・接続の課題についてありましたら、お願いします。

田中委員、お願いいたします。

田中委員 今、委員長から話があったような、小学校1年生から6年生まで幾つかの学級を視察させていただいたんですが、先生方、非常に熱心に取り組んだ、その成果が出ていますね。保護者の教育であるとか先生方の指導力だとか、学校の指導体制であるとか、様々なことを勉強していますけれども、ただ、指導で大事なことは、公共機能による指導の相互理解が大事だと思いますね。

そのために今後、教育委員会として具体的な取組方法、メッセージとして1つ、小学校の学校行事や生活科あるいは総合的な学習の時間などの授業へ幼稚園や保育園が参加して、一緒に取り組んでほしい、そのように思うんですね。

2つ目は、保育参観や授業参観を相互に行ったり、また教師と保育士同士の研修会を是非教育センターで開催してもらいたい。

3つ目は、幼保・小PTAの講演会や学習会を開催してはどうか。次が、施設の開放を通

して連続性あるいは接続性をもたす、そういうような交流を図れるようなことを今回検討したらどうかと思います。

さらに大事なことは、立川らしい、高等教育の実施、あるいは子どもが獲得すべき能力の明確化、そしてさらに幼保・小の実践分析にもとづいた連携、家庭は幼稚園での教育が小学校とどう接続されていくのか、あるいはどう生かされなくてはならないのか、それをしっかり追求し検討したらどうか、そのように考えています。

以上です。

中村委員長 ありがとうございます。復唱いたしませんけれど、具体的なお提案をいただきました。幼保・小が、もうちょっとシステム化してきちんと連携していく必要があるというご提案だったと思います。あるいは立川らしい方法を模索すると。他市がやっているからどうこうということではなくてというご提案だったと思います。

また、小学校1年生の問題、田中委員からもございましたけれども、立川市の場合、1年生に入れているのは学校生活協力員でしたか、その影響がすごく大きいかなという感じはしています。

幼保・小の課題について、ほか、ございますか。

宮田委員、お願いします。

宮田委員 子どもの育成者としての立場とすると、今の話は、子どもの教育活動として子どもの教育をしていくという意味での連携の仕方、システムの構築という話かなということなので、それは本当にそうなってほしいし、それは大切なんですが、まず家庭教育という出発点から子どものことを考えると、やはり家庭の孤立化というのもありまして、結局、保護者は未熟ながらも子どもを一貫して見ているのですが、環境が変わったことに対する対応能力というのがついていないんですね。それは兄弟が少ないとか、あとは家族制度の問題とかがありまして、そうしたときに保護者は子どもをしっかり教育したい養育したいという願いはあるのですが、実際問題として、どういう手だてでそこをわかっていけるかということなんですね。

そうすると学校に参加するのは例えば学校のPTAですとかそういった既にある組織の中でしか用意されていませんので、その中ではその子育てを学ぶという環境にはちょっと遠いのです。子ども一人を十分見るということでこの連続性が必要なのだと思って、そこに行政のシステム等をうまく組み込んで、保護者という視点で何かできたらいいと思います。

中村委員長 ありがとうございます。

教育基本法の家庭教育第10条というのは新たに加わったけれども、家庭が核家族化とかということで保護者の方がかなり迷っているという現状、悩んでいるという現状が。それに対して行政側が何らかの支援体制、バックアップ体制を一つシステム化といいますか、してもらった必要があるのではないかとということでもよろしいでしょうかね。

田中委員、どうぞ。

田中委員 今、宮田委員のほうから子育ての学びという話があったのですが、実は調べてい

ただければわかるのですが、立川市としては子どもの学びについては相当力を入れているんですね。例えば子育て推進課だとか子ども育成課、保育課、そういう部署で相当力を入れている。ですから既に受け皿があるわけですから、そちらにいろいろな情報がたくさんあるわけですから、保護者の方と市がそういうしっかりした関係をつくっていくことが肝要だと思います。

中村委員長 澤教育長。

澤教育長 今の話でいえば、家庭教育と孤立化を防ぐという意味では、立川市はもう十数カ所ですか、子育てひろばをかなり地域に配置している。孤立した家庭、親子、周りの相談も含めてですけれども、取組は田中委員がおっしゃったようになり力を入れている。子ども家庭部でかなり力を入れているんですが、なかなか浸透していないのであれば、やっていかなければいけないのかなとは思いますが。

中村委員長 宮田委員、お願いいたします。

宮田委員 子ども家庭部で十分に子どもの育成の場が設置され、いろいろな場を私もかつて活用したこともたくさんありますので、そういったものが足りないということを申し上げたのではなく、学校教育への理解という部分にもう少し力を注がれたほうがいいのではないかと。これだけ教育の方法が変わっていますが、親は自分が受けた教育の感覚でしかないので、そこをもう少し理解できるような場が必要なのではないかとということです。

中村委員長 わかりました。

いずれにいたしましても、皆さんから意見をいただいたのは、今度発足した検討委員会を今後継続させて、そこで何か見える形にさせていただきたいということだと思いますが、一旦終わらして、次は課題の3番目、小・中の連携・接続の課題について、皆さんからご意見がありましたらお願いしたいと思います。

田中委員、お願いいたします。

田中委員 先ほど澤教育長、並木指導課長から経過、取組の状況について説明がありました。現在、各中学校区単位での教育委員会の指定を受けて、それについて小・中一貫に取り組んでいるわけですが、いただいた資料で確認ですが、1つは、未来を切り拓く力の育成、特に授業をしっかりとおさえている。2つに、一貫性がある教育活動と。3点目は人権教育、4点目が連携活動、5点目が学習規律、この5つに分けてそれぞれの中学校区の特色を活かした研究をしていると思いますね。

そこで今後の方向性としては、1つは学習の連続、接続性の課題。1つ、立川市の地域教材をさらに開発していただきたいですね。その教材を生かして地域に生かした教育の推進、それを是非進めていただきたいなと思っています。

2つ目は、立川らしいキャリア教育の推進を図る。しかもそれが9年間を通した連携性を考えた系統的なカリキュラムの編成、それにもうちょっと力を入れていただきたいなと思います。これについては立川らしい教育と申し上げたわけですが、例えば算数と数学とか、理科であるとか英語、こういう教科には単純型カリキュラム、発展型カリキュラム、そ

うということに取り組んでいるわけですね。もう一つは立川らしいということでは横断的なカリキュラム、それも是非検討していただきたいと。例えば立川の環境であるとか情報等を生かした横断的なカリキュラム編成、それに是非力を入れてほしいと思います。

中村委員長 ありがとうございます。

来年、再来年から完全実施される学習指導要領について、小学校学習指導要領には中学校の内容、中学校学習指導要領には小学校の内容が明記されているわけですね。そういう意味で学習ということもあるし、キャリア教育とか、あるいは積み上げ型の教科についてということはあると思います。また立川市らしいというのも特徴ではないかということですね。

私のほうから言うと、立川市らしいというのは急激な改革ではなくて、一步一步、地道に、継続しながら前進していくという、教育本来のある意味ではそれが姿ではないかと。旗ふって大改革をしたけれど、学校がついてこなかったというのでは困るわけで、学校側が校区ごとに、特に中学校の校区ごとに主体性を持ちながら一步一步前進していくと。ただ、学校というのは忙しいから、どうも一步一步前進と言っても忙しさにまぎれてしまうから、そこは教育委員会が少しリーダーシップを発揮していただくということも大事だと思うんですが、ただやはり立川らしいというのは校区ごとに特色を持たせて、一步一步継続しながら地道な努力で進んでいくというのが立川らしさだと私は思っていますが、ほか、ありましたらお願いします。

田中委員、お願いします。

田中委員 関連して、先ほど学習の面で申し上げたわけですが、今度はどちらかというと生活指導の連続性、接続性、こういったことは大事な課題ではあると思います。集団規律やあるいは学習習慣の一貫性と連続性、社会規律や規範意識、この連続性を考慮した一貫教育、そういうものを進める責任ある指導体制を確立していただきたいと、そのように思っています。その意味でも教育センターでの小、中学校の教員の授業力あるいは指導力向上のための研修が今まで以上に必要であると、そのように考えています。

中村委員長 今言った点で言えば、いろいろな中学校を見学させていただいた場合に、全部の中学校とは限りませんが、中学校3年生になればなるほど授業規律がきちんとなっているということがあるわけですね。1年生のときはちょっと心配な向きが、3年生になればなるほど、学年が上るほどしっかり学習できるようになっている。そういう点で学習規律の9年間を通した一貫性というのも大事になってくると思います。

それからあと教育センター、先ほどの幼保・小のときもあったと思いますが、教育センターが発足して、まだこれから充実していかなければいけないと思いますが、核になり得る一つのキーワードになったと思います。

ほか ございますか。中・高についてもご意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。田中委員、お願いします。

田中委員 中・高の連携・接続の課題について申し上げます。

平成21年3月、高等学校の学習指導要領、第1章総則第5款、この中に「高等学校間や中

学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図る」と明記されているんですね。そこで今後立川としての具体的な取組のメッセージ、方向性として申し上げたいと思います。

1 点目は、中高教諭による教壇指導法や教材開発などの情報交換。あるいは授業の交流の検討、それらを進めたらどうか。2 点目に、中・高間での国語、数学、英語の3教科、このつなぎ教材の作成活用、どうしても中学校から高校に進むにしたがって難易度が高くなっていくので、できれば春休み期間、3月ですね、その期間にやれるとかなり連携・接続になるのではないかと。3 点目は、中高生の生徒代表による意見発表、あるいは英語暗唱弁論大会、芸術生徒作品展の開催、こういうものを行ったりとか、あと、澤教育長が先ほどおっしゃった、これについては検討事項になるでしょうか、地域立脚型でない中等教育学校の研究など、今後の課題にしたらどうかと思います。

中村委員長 今出ました中・高の国語、数学、英語のつなぎ教材ということがありましたけれど、これは小・中に関しても、今度我々、教科書についての勉強をしますけれども、小6とか中1で今言われているところだと思いますけれども。

ほか、ございますか。古岡委員。

古岡委員 中学校から高校、思春期なものですから、思春期のうつ病というものがございまして、ささいなことでもうつ病になっていくことも少なくありませんので、対策が必要だと思います。

中村委員長 ありがとうございます。

連続して中・高一貫の場合、切れ目がないので、連続的なカリキュラムが組めるいい点もありますけれども、途中で中だるみになるという問題も出てくる場合がありますね。

特に立川の場合はどちらかという中学校で言えば地域に立脚した学校づくりというのがかなりメインになっていると思いますので、そうした場合、中・高一貫についてはいろいろ課題があると思いますので、今後の課題ということで田中委員からございました。

そうしましたら、澤教育長に方向性をまとめていただきます。

澤教育長 今いただいた意見は貴重な意見がいっぱいありますので、要望書については、相手方といいますが、要望側もだいぶ制度的に変わりましたから、かなりその素地はお互いにあるので、先ほど言いましたけれども、あとはいかに連携を強化していくかに尽きると思います。

特に田中委員からは立川らしさ、システム化という話、これは当然先ほど申し上げた検討会議にも報告しましたし、初めてというので値するのは教育センターの発足が大きなことと思います。交流にしても、研修にしても、より具体的にやることも提案がありましたので、その辺はもう少し拡大をして進めていくというのが必要になると思います。

小・中連携につきましては、先ほど説明申し上げましたけれども、9年間を見通した教育カリキュラムというのがひとつ、一中校区では、先ほど田中委員から話しましたが、9年間を見通したカリキュラム、これが一つ議論としてやっていますから、これらをもう少し高めていく。そして一步一步、委員長から言ったように地道だけれどもしっかりとやっていく、

特に立川全校区で取組が始まっていますので、それをしっかりサポートしていきたい。

小・中・高の連携については、一部、音楽会とか駅伝の参加とか、立川は一緒にやっているし、立川高校との交流も小・高の連携ですが小学校からやっているんですが、つなぎの教材の作成とかその辺は難しい側面もあるんですけども、まずは情報の共有化といいましょうか、小学校のうちの子どもも立川国際に中学区に入らずうっといくわけですから、その辺を見通した取組が必要なのかなという、そういう方向でしっかりやっていきたい。

中村委員長 ありがとうございます。

それでは、小・中一貫（連携）教育については、澤教育長が幾つかキーワードその他、皆さんの意見の中からまとめておっしゃっていただきましたけれど、その方向性で今後進めていただくということによろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、よろしくお願ひいたします。小・中一貫（連携）教育についての協議を終了いたします。

本日の協議で出た方向性を、立川市学校教育振興基本計画の検討委員会へのメッセージとしてまとめて伝えていただくとともに、検討委員会の報告を受けて、教育委員会としても引き続き協議していく必要があると思いますので、その段取りについては事務局、よろしくお願ひしたいと思います。

報 告

（１）泉市民体育館改修工事実施設計について

中村委員長 報告に移っていききたいと思います。

報告（１）泉市民体育館改修工事実施設計について、報告を事務局よりお願ひいたします。

伊東スポーツ振興課長、お願ひいたします。

伊東スポーツ振興課長 それでは、立川市泉市民体育館改修工事実施設計について、現段階の報告を申し上げます。

平成 25 年に開催されます第 68 回国民体育大会において、バスケットボール、バレーボールの会場となることから、開催に伴う施設整備に向けて実施設計に取り組んでいるところでございます。

実施設計の主な趣旨でございますけれども、国民体育大会の開催可能な無駄のない計画、それから、大会後、一般市民の方が日常的に利用しやすい合理的な計画。それから、耐震補強とあわせた改修工事を行って安全性の確保の計画であること、その他、老朽化に対する改修工事等々でございます。

改修計画の概要でございますけれども、中央協議団体の指摘事項や市民の利用者並びに体育団体等の意見を踏まえて実施設計を行っております。

主な改修の内容でございますけれども、第一体育室の照明、床及び表示等の改修工事。それから、耐震診断を行いまして、第 1 体育室、第 2 体育室の天井等の耐震補強が必要でござ

いますので、そういったものの耐震補強、その他老朽化対策の改修工事でございます。

ただ、最終的な改修工事の詳細等々にまだ至っておりませんので、ご理解をお願い申し上げます。

実施設計の期間でございますけれども、平成 22 年 2 月 9 日から平成 23 年 2 月 28 日まで、実施設計を行っております業者は、江戸川区亀戸 1 丁目 36 番 4 号の株式会社阿波設計事務所でございます。

今後のスケジュールにつきましては、今年度、工事内容を決定いたしまして平成 23 年度予算に計上し、改修工事につきましては平成 23 年 10 月からと考えているところでございます。

報告は以上でございます。

中村委員長 ありがとうございます。質問等ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 では、泉市民体育館改修工事実施設計について、報告を終了いたします。

また、改修工事が始まった段階でも報告が必要でしたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

伊東スポーツ振興課長 わかりました。

その他

中村委員長 その他、私のほうから、教育施設の視察について、報告いたします。

第 11 回定例会終了後に、教育委員が、幸図書館、錦図書館、柴崎市民体育館の指定管理者導入後の状況を視察いたしました。

指定管理者導入後まもなくでありますので、まだ詳細な検証はできていませんが、私としての感想は、創意工夫された施設活用とか運営がなされている。あるいは利用日とか利用時間が増えて来館、使用者は増えたとか、あるいは市民の満足度も高まったなどの感じを受けました。また、今後導入の検証を事務局にさせていただくとともに、引き続きまして私どもも視察を実施したいと思っております。

報告は以上です。

皆さん、それに関して追加はございますか、よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 その他を終了いたします。

閉会の辞

中村委員長 長い間ありがとうございました。平成 22 年第 12 回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。

次回、平成 22 年第 13 回立川市教育委員会定例会は、7 月 7 日水曜日、午後 1 時 30 分です。場所は教育センター 201 会議室です。場所をお間違えのないよう、よろしくお願ひします。

午後 2 時 5 3 分閉会

署名委員

.....

委員長